

名古屋港管理組合 完全週休2日制・週休2日制工事実施要領 令和8年4月一部訂正 正誤表

| 正 | 誤 |
|--|--|
| <p>(工事成績評定)</p> <p>第1条 完全週休2日制工事(土木工事)又は週休2日工事(4週8休)(港湾工事)の実施工事の工事成績評定は、名古屋港管理組合工事成績評定要綱によるものとし、工事成績配分表の「6. 社会性等 I. 地域への貢献度」において評価する。(2025年12月1日以前に入札公告を行った工事については、完全週休2日制・週休2日制工事実施要領(令和7年10月版)において評価する。)</p> <p>2 提出された工程表や施工計画書において、週休2日の取得を前提にしていない等、明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績配分表の「7. 法令遵守等 9. その他」の項目において、2点減点する。</p> <p>3 工事成績評定の対象工事は、「第3条 対象工事等」を適用せず、令和8年4月1日以降に完了した工事を対象とする。</p> | <p>(工事成績評定)</p> <p>第1条 完全週休2日制工事又は週休2日工事(以下「週休2日制工事等」という。)の実施工事の工事成績評定は、名古屋港管理組合工事成績評定要綱によるものとし、工事成績配分表の「6. 社会性等 I. 地域への貢献度」において評価する。</p> <p><u>ただし、形式については、第4条に定められたものに加えて、「愛知県週休2日工事実施要領(土木工事編)(令和6年10月1日施行)」の第4条(3)で定められた「通期の週休2日」も対象とする。</u></p> <p>2 提出された工程表や施工計画書において、週休2日の取得を前提にしていない等、明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績配分表の「7. 法令遵守等 9. その他」の項目において、2点減点する。</p> <p>3 工事成績評定の対象工事は、「第3条 対象工事等」を適用せず、<u>令和7年10月1日</u>以降に完了した工事を対象とする。</p> |